

令和4年度 第6回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 4年 8月24日(水)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員、武田委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長、橋本統括主任

4. 会議録に署名すべき委員の指名

森岡委員、服部委員

土居教育長：

日程第1

これより、第6回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30～)

日程第2

本日の会議録署名委員は、森岡委員さん、服部委員さんお願いします。

日程第3 議決事項

議題第26号 邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価についてお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第26号邑南町教育委員会の権限に属する事務の点検評価についてです。

これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。別冊でお配りさしてもらっておりますので、そちらをご覧くださいただけたらと思います。先般8月の教育委員会で、委員の皆さまにご指摘をいただいたものにつきましては、青字の方で修正の方をさしてもらっておりますので、後でご覧くださいただけたらと思います。第三者委員会8月16日に開催させていただきました、3名の委員さん欠席をされておりましたが、出席された委員さんの方からご意見等をいただいております。これにつきましては、11ページ以降のところ載せておりますので、こちらの方をご覧くださいただけたらと思います。そういった中でいただいた意見ですが、少し読み上げさせていただきますが、点検評価の2ページのところですね、③の確かな学力を育むというところで、ALTの3名体勢については評価していただきましたが、できれば空き時間等を利用してですね、生徒との英会話のやり取りをする機会を作ってもらえないか、というふうなこと言っておられます。それから現在はなまるさんすう教室等で数学、

算数の方、希望することもさんが来てやってもらっておりますが、そこに書いてありますように県レベルまで上げる取組をして欲しいということをおっしゃいます。それから基礎的な算数の力を付ける中でのデータ分析をして授業に繋げる取組をしてほしいというふうなご意見をいただいております。それから次の2つ目ですが、点検・評価の7ページ⑤の就学環境の充実ということで、スクールバスの運営についてご意見がございました。これについて、生活交通は生活交通として、スクールバスはスクールバス専用というふうなところで、分けてですね、運行してもらうことはできないだろうか、という話しがございました。それとそれに合わせてですね、瑞穂小学校に通っておられる生徒さんも、バスも混載型となっておりますけど、道の駅に停車することがありまして、国道を横断しなければならないということで、雨の日や雪の日は危険だということで、スクールバス専用にしてもらうと学校の前に止めることも出来るのではないかとということで、できればそれをして欲しいというふうなことがございました。それから、これは実際今も行っておりますが、就学援助の関係で、国の基準 1.3 までとなっておりますが、町の場合は 1.5 未満までのところまで拡充をさしてもらっておりますが、こういったところで、引き続き援助をして欲しいというふうなご意見がございました。それから次の、点検・評価8ページの①地域を担う意識の育成についてですが、昨日も小規模特認校の説明会の方を開催させていただきましたが、引き続きですね日貫小学校の特色を活かして町内各地から子どもさんたちに来てもらう取組を継続して欲しいというご意見がございました。それから、点検・評価 10 の①の学校設備の整備というところでもございました。羽須美体育館の方は三上課長の方から答えてもらいましたが、学校のプールや遊具が使えなくなっているのので、できるだけ早めに計画的に修繕をして使えるようにして欲しいということがございました。それから熱中症アラートで今年度のところでも、夏休みのプール開放のところでも、プールが使用できない時期等があったので、これについては、だいたい午後からのプール開放ということにしておりますが、利用出来る時間帯を午前中や夕方などに変更するなどの柔軟な対応をお願いいたしますということがございました。学校教育関係は以上でございます。

三上生涯学習課長：

生涯学習課の方ですが、先ほどの羽須美体育館につきましては、現在実施設計を業務委託しておる段階で、実施設計が完了したら直ちに入札へ向かっての手続きを進めてまいります。いましばらく体育館が使えないということをお知らせしております。それから地域文化の創造のところでは、ガイドに対しての支援等してもらえれば必要ではないかということで、今年度からあの補助金を創設しまして、ガイドに対しての育成とか、それからまたあのガイドを進めていく上での必要など、補助金の方で何とか支援が出来たらということで、補助金の支援をしておりますということと、石見銀山の館長の中野先生については講演をしてもらいたいということがありましたので、1回は以前に講演会がっておりますが、また先生の講演ができる機会を検討してまいりますということをお知らせいたします。以上です。

土居教育長：

評価委員の皆さん方、検討とか質問を事務局の方にされて答えさしていただいております。何点か課題もあるかと思えます。来年度予算に向けて、変えれるところは改めて事業を起こしていったり、時間をかけて協議をすることも大切な項目も散見されておりますので、協議をして来年度に向けて変えていけたらというふうに思っているところです。委員の皆さん方から感想なり、ご質問なりございましたらお願いします。

三上生涯学習課長：

すみません。また点検・評価の後半の方の中での質問で、中村委員さんから夢づくりプランのことで昨年度も申したがということで、質問がありました点で、課題のところについて修正していきますということで、あの修正をしております。点検・評価 28 のところですが、課題のところについて、各公民館がそれぞれ地域の実情に合わせて、地域の担い手となる団体、組織との情報共有及び連携をはかり、住民自治による地域づくりの推進を支援する必要があるということに変えさしていただいて、改善し継続についてはこれでいいと思うということをしてしたので、そこは住民自治による地域づくりの推進を継続していくということで、課題について修正をしております。

土居教育長：

ご意見を変えることにはいかないと思いますが、ご質問等あればまた修正したいと思いますので。いまスクールバスは混乗型ですが、デマンド交通に切り替えるのであれば、スクールバスにして時間を柔軟に考えられるような仕組みにしたらどうかとご意見がありましたので、これは時間をかけて協議をしなければならぬ事項だなあというふうに思っております。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それでは、議会の方に報告をさせていただきます。議題 26 号についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

つづきまして議案第 27 号令和 4 年度邑南町一般会計補正予算第 4 号(案)について事務局をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第 27 号令和4年度邑南町一般会計補正予算第 4 号(案)についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の議決を求めるところでございます。学校教育課、生涯学習課でございますが、まずは学校教育課の方から説明させていただければと思います。議案 1 枚はぐっていただきますと、学校教育課今回9月補正に提出します予算の歳入歳出の表を付けていますので、そちらをご覧いただけたらと思います。まず歳入の方ですが、本来でありますと学校教育課所管の補正予算、歳入にはなっていないんですが、この度環境省から脱炭素ということで、交付金が決定されておりまして、その中で今回、小学校と中学校 LED の照明工事追加分ということで補正を計上したときに、この補助裏としてこの脱炭素の交付金を使用するというようなところで、これを財務課の方からこちら歳入歳出の方、議会の方の常任委員会に提出する場合に、必ず計上して欲しいというところが依頼がありましたので、この度はこういった形で、こちら歳入の方に計上さしてもらっております。小学校の LED 照明工事追加分、中学校の LED 照明工事追加分の計上をしております。それからつき 15 款の県支出金の中の細節で、教員の欠員等に伴う緊急校務支援員配置事業補助金についてでございます。これは今年度、ご承知の様に教職員の配置不足がございまして、これに伴いまして県の方で 10/10 の補助になりますが、欠員の生じている学校等について緊急的な校務支援の事業等が立ち上がりまして、今回そちら括弧書きをしておりますが、高原小学校、瑞穂小学校、矢上小学校、日貫小学校の4校にそれぞれ支援員さんを配置するというので、歳入の方計上さしてもらっております。それから、20 款の諸収入の中の細節の市町村デジタル化設備整備費補助金ですが、これにつきましては、市町村振興協会という組織がございまして、その組織の方で町村に 10/10 の補助でデジタル推進、会議のデジタル化であるとか等について補助事業がございましたので、これを情報みらい創造課の方から情報提供いただきましたので、今回必要と思われるところに、予算計上の方さしてもらっております。内訳としては、そちら書いてございますが、事務局費の方へ、教育支援センターの方へ、小学校の方へ備品整備の方、中学校の方へ備品整備ということで計上さしてもらっております。それからつき、歳出の方についてでございます。先ほどのデジタル事業の関係で、教育委員会の方へ計上しておりますが、この中身についてですが、こちらモニターでございますが、こちらはモニターなんですけど、新たに導入使用としているのは電子黒板を導入することを考えておりまして、それを元気館の会議室の方へ設置さしてもらってですね、研修会であるとか講演会で利用できるようなことを予定をさしてもらっているところでございます。どうしてもプロジェクターである場合は焦点が合わしてもぼやけて、後の席の方は見られないんですが、少し大きな電子黒板を入れることによってですね、後の方でもきっちり見れる状態でのものを整備しようとかと考えているところでございます。それから、教育支援センターの方でございますが、たけのこ学級でございますが、こちらの方も今保護者の方とですね、電話でのやり取り等をしている状況ではあるんですが、こちら受け手側については、Zoom を使って保護者とのやり取りであるとか予定しておりまして、そのための備品を整備する予定にしてい

るところでございます。それからつき 10 款の小学校総務費ですが、工事請負費の方計上さしてもらっておりますが、これにつきましては、小学校遊具等の改修工事でございます。6月補正のところ、緊急を要するものについては、6月のところで補正予算計上さしてもらってすでに工事に着工しているところでございますが、残り部分について今回補正の方を計上さしてもらっております。同じく総務費の中の備品整備費ですが、これにつきましては、バーコードリーダーを整備する予定にしております。現在パソコンに繋いでコードを繋いだ状態で、本のバーコードの読み取り作業をしているんですが、実際に図書司書さんの方がパソコンを持ってバーコードを読み取る場合に、手首を怪我されたりということもあつたりしましたので、コードレスのバーコードリーダーを整備する事を考えておまして、その補正予算額を計上させてもらっているところでございます。そしてつぎの教育振興費のところの教員の欠員等に伴う緊急校務支援員の配置事業費ですが、先ほど言いましたが4校の方に支援員さんを配置さしてもらうということで、それにかかる報酬職員手当等々をこちらの方にそれぞれの費目ごとに計上さしてもらっております。03の学校建設費のところですが、LEDの照明交換工事増額分についてです。これにつきましては当初予算の方で、学校の職員室のLED化の方を当初予算の方で計上していましたが、工事着工を進める段階で、ご存じのように部品等の高騰等がございまして、当初予算の予算額だけではLEDの照明機器の交換ができないというところで、工事を進める上での必要額、小学校費の方、それから裏面の方ですがこちら中学校にもございますが、中学校の方計上さしてもらっているところでございます。それから裏面の方の中学校総務費の方ですが、こちら遊具の方ですが、石見中学校を抜く2校のところの遊具の方の緊急修繕ということで、計上さしてもらっております。それから中学校の備品の方については、先ほど言いましたバーコードリーダーこれを整備するため計上さしてもらっているところでございます。これについては、以上でございます。

三上生涯学習課長：

続いて生涯学習課です。生涯学習課の補正予算につきましては、阿須那公民館の高圧受電設備と今回の点検の結果受電を要するというので、高圧受電設備につきましては、もし故障等がありました場合には、周囲の方への停電が発生しますので、今回の補正に上げさしてもらいました。合わせて、キュービクル内の設備についても修繕が必要という報告になっておりますので、今回は受電設備と合わせてキュービクル内の高圧機器等の修繕も計上さしてもらい計上をさしてもらっております。以上です。

土居教育長：

補正予算案についてご意見ご質問はございませんでしょうか。

森岡委員：

校務支援員の配置の件なんですけど、これを見ると4名の一応採用予定ですね。で今から対応をされるのに支援員さんを確保するのに大変な思いをしながらやってこれ

た部分も4名ということで、簡単にそのやる以上は必要だからですね、この予算が通れば直ぐにでも採用すべきなんでしょうけれど、その辺の見通しというのは。

高瀬学校教育課長：

実際のところすでに無線放送で募集の方行っております。今ですね1人ほど申し込み用紙を出してもらっておりまして、あと2人ほどはお話しがあったんで、申込用紙の方は送らしてもらっておりまして、まだこちらの方には届けてもらってはないんですが、今はそのような状況です。

土居教育長：

T小学校、教頭先生に2年生の担任をしてもらっているんですが、辞職された先生をお願いしとったんですが、子どもさんの関係で辞められたんでなかなか難しいということがわかりました。それでK議員さんの実のお父さんが大阪で理科を専門にやっておられ、大学の非常勤でも理科のことを教えられていたということで、お願いに行きました。それで受けてもらいました。人が足らんのだったらやってみたいということをお願いいただきましたので。非常勤なんですけどこれは県が給料を払うということで、足らずの分について、教頭先生とか校長先生とか校務の支援とかいうことで、また方法があればそこへも配置できるかなあというふうに思っているところです。とりあえず9時間は、教頭先生の負担が減るということです。

森岡委員：

もう一ついいですか。生涯学習課で一つ補正が上がっているんですけど、実は長尾原の圃場整備があるという話を聞きました。そうなってくるとたぶん予算化してないんで、ここで上がって来ないと、どこでもしやるのか。

服部委員：

圃場整備か

森岡委員：

圃場整備をされるみたいなんですよ。この前聞いたんですけど、8月に入札するという話しが最初にあって、今から調査するとだめだねえって。ホームページを見てると9月頃入札するのかな。

服部委員：

それは遺跡かなんかの関係

森岡委員：

遺跡なんです。中世の遺跡で、島根県では非常に有名な遺跡なんです。長尾原

遺跡は。邑智郡最大の遺跡なんです。一応圃場整備を昔やっているんだけど状態がどうかどうことを調査されんと、遺跡保護上問題なんです。それされるんでしょけれども、そうすると、予算がないのにできないなあと思って。

三上生涯学習課長：

もういちど、どこの圃場整備

森岡委員：

今、武田委員さんの直ぐのところ圃場整備してるじゃないですか。入りがけのところの右のところになるのかなあ、ずっと。あのあたりは圃場整備を済んでる。あこも遺跡なんです。有名な。どの辺がどうかわからん。私も関わってなかつたんで、それ以前、入職する前の話なんで。で、吉川さんがやっておられる。ちょっと相談してるみたいですけど、調査しなくちゃいけない話が出たんで、予算のここに上がっていないのは。ましてや9月ころには発注するんじゃないかと話しを聞いたんで、そうするとそれまでに調査をしてということになると、スケジュール間に合わないと思う。私もちょっと聞いただけなんで、であの、縮図とか、いずれにしても遺跡の有無を確認しないと残っているものもあるんで、9月から発注をするとすると、今やっとかんと発注多分できんようになる。

三上生涯学習課長：

確認をして

森岡委員：

予算がないのに調査できん。もし間に合うんなら9月補正なんで、もう財政には話しをしてねじ込んででもやらんと。

高瀬学校教育課長：

9月のところではどうしようもできんですが、場合によっては11月の臨時会かまあ、話しによっては別に臨時会ということも必要になってくるかもしれませんが。

森岡委員：

その辺、よく詰められた方がええと思う。島根県の中で最大の。

服部委員：

たとえば自分の土地でも田んぼでも何かしようと思ったらそこに遺跡が出てきたらストップして、調査が終わらにゃあできんという話しですが、調査いうものは町がするもんなんですか？

森岡委員：

今回は行政がやる圃場整備なんです。ですんで行政がやるんで、その行政の方、基本

どっちか分からんですけど、事業主体の方が予算化してくれるそのお金を多分うちの方で受けてやるか向こうに予算投げて使うかどうか分からんですけど、それをしなくちゃいけない。それと原因者が民間の場合、なかなか行政的に金をくれという訳にはいかないので、協力を求めることができる。協力してください発掘してくださいと言われても金がないと言われると、待ってください国庫補助申請をしますからという話しになるんですから。我々過去現役の時にはそれは長尾原をなんぼうかやってもらって。それは、早めにやってもらえんと、9月に発注したけど待ってくださいとなってくると、何をしよったんという話。で過去手続きがやれんとか無かったんですけど、圃場整備を1年間事業を遅らしてもらったことがある。地元はもう圃場整備ができて来年から掘ろうと思うのを、1年間待ってください。決まっとるものをそこに持って行かなきゃいけなかったんで、で地元説明会を延ばした経過があるんです。少しでも話しをされんと、大変な問題になると思いますよ。それだと時間が無いので、

土居教育長：

はい、ほか質問ございませんでしょうか。それでは、議案第27号令和4年度邑南町一般会計補正予算第4号(案)について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして、議案第28号工事請負契約の締結について、事務説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第28号工事請負契約の締結についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。これについては、議案書だけしか付けておりませんが、口頭の方での説明さしていただければと思います。この工事請負については、石見中学校の改築工事の件についてです。昨日ですが、紙入札が行われました。そういった中で業者の方が決定しております。今井産業さんの方が落札をされました。今後、今井産業さん含め地元業者の方とJVを企業体を作られまして、改めてそこで仮契約という流れになっていきます。今回の仮契約をした後にですね、9月5日から議会の本会議が開催されますので、初日のところで先議ということで議案上程さしていただいて、議会の承認を得た後に本契約に移る予定となっております。工期的には来年度末の予定で、工事の方は考えていところでございます。これについては以上です。

土居教育長：

議案第28号についてご質問はございませんでしょうか。

教育委員：
ありません。

土居教育長：
それでは、議案第 28 号工事請負契約の締結についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：
了

土居教育長：
議案第 29 号 教育支援委員会の答申について

高瀬学校教育課長：
議案第 29 号教育支援委員会の答申についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきますと、先般 7 月 28 日に教育支援委員会の第 1 回の判定会議を開催してもらっています。審議対象はそちらの名簿でございますが 7 名の方を審議してもらっているところでございます。この詳細説明につきましては、担当者を教育委員会の場に呼びたいと思いますが、いかがでございましょうか。

教育委員：
はい

橋本統括主任：
議案第 29 号のところで、7 月 28 日に令和 4 年度の第 1 回目の教育支援員会判定会議を行いました。前回の教育委員会のところで、今回審議に当たるお子さんのお名前だけなんですけど説明をさせていただきまして、無事 7 名さんについて審議を終えたところです。
以下、個人情報により省略。

土居教育長：
判定結果、あるいは保護者と了解が取れた段階で、来年度の予算に向けて動いていくということです。ほかよろしいでしょうか。

教育委員：
はい

土居教育長：

それでは、担当者が申しましたように、これから保護者と協議に入ります。また、途中経過について報告をしたいと思います。よろしくお願いします。

議案第 29 号教育支援委員会の答申についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

ここで武田委員さんが1時間ということでしたので、議案を変更して私の方から、議案を提出させていただきたいと思います。

それでは、議案第 33 号ということで、教育長の辞職についてご審議をいただきたいと思います。私は 14 年近く続けさせていただきました。次の任期 11 月になるんですが、これをもって退任したいという思いを以前から抱いておりました。で、9 月末で退任をしようかと思ひまして、町長には辞職届けを既に出しております。それは議会の関係で、次の方を承認いただくという審議を必要ということで、そういうスケジュールもみて、町長には辞職願を出しました。9 月末で出したのは、次の方の人事等を考えながら、見計らって 9 月末の辞職した方がいいと考えましたので、ご審議をお願いしたいと思います。ここからの進行については、職務代理の森岡委員さんをお願いをして、私は退席させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

森岡委員：

では先ほど教育長からありましたお話がありましたように、教育長の辞職について説明いたします。これについてはうちの議決が必要なんですね。

高瀬学校教育課長：

はい

森岡委員：

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条の規定によって、教育委員の承認が必要ということでありますので、みなさんの方にお諮りしたいと思います。それでは、議案第 33 号教育長の辞職についてご意見等ございますでしょうか。

服部委員：

ご本人の意思が固ければどうしようもないことなんで、残念ではあります。手続きについてちょっと、9 月末に辞職願を出されたとして 11 月まで任期ですよ、10 月 11 月の教育委員会についてはどういうことになるんですか。

高瀬学校教育課長：

先ほど教育長さんからありましたが、議会のところで次の教育長さんの議案が提出されるかと思えます。それが多分初日ではないと思えますので、最終日の9月16日が最終日になりますが、そこで新たな教育長さんの選任する為の議案が提出されそこで議会で承認が得られた後に新たに10月1日から教育長さんが選ばれます。新たな教育長さんは現教育長さんの任期が11月19日までありますので、その期間までの教育長となります。それ以降のところについては、11月のところで臨時会が開かれると思えますので、そこでまた新たに次の3年の任期ということでも人事案件という形で、議会の方へ再提出になろうかと思えます。

森岡委員：

よろしいですか。

教育委員：

はい

森岡委員：

それでは、議案第33号教育長の辞任について承認いただけましたら、議決というふうにしたいと思えますが、よろしいですか。それでは議案第33号教育長の辞職について承認をされたということで、教育長に入っていたきたいと思えます。なおこれは人事案件ですし、今からの手続きということになってくるので、今日我々は初めて知ったんですけど、人事案件でありますので、この部分については一応皆さんの胸に止めておいてもらって、未だ公開されないようにお願いをします。次ぎ入っていただいて。

土居教育長：

それでは、議案第30号邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正について審議をします。事務局お願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第30号邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表を付けております。大変もうしわけありません。裏表逆に閉じておりますので、裏面の方を見ていただけたらと思えます。今回の改正についてですが、準要保護児童の認定について第4条の方改正をさしてもらっております。これまでのところについては、学校長、民生委員さんの助言を求め補助と認めるものについて認定の要件を設けておりましたが、この度これにつきましては、第6条第1項に規定する基準を満たす場合だということで、第6条第1項の方を裏面を見ていただけたらと思えますが、第6条第1項

のところについても今回変更さしてもらっておりますが、生活保護基準の 1.5 以内を目安とするとしていましたが、1.5 以内であれば 1.5 も含んでしまいますので、ここについては 1.5 未満に変更をさしてもらっておりまして、この基準を元に準要保護を認定して当該児童準要保護児童生徒に認定するというので、少し条文の中身の方を整理さしてもらっております。それから、第 4 条第 1 項の(1)号(2)号についてですが、これにつきましては、その前の現行の第 4 条のところで 2 項 3 項というふうに位置づけておりましたが、これを 1 項のところに全てまとめた形で第 1 号第 2 号というところでまとめさしてもらっております。内容等については、変更等はしておりません。裏面のところで、第 6 条第 1 項のところを 1.5 未満というふうなところで改正の方さしてもらっております。これについては以上です。

土居教育長：

これについてご質問ご意見ございませんでしょうか。

服部委員：

第 4 条で、第 6 条第 1 項に規定する基準を満たす場合ということは、第 6 条の第 1 項が優先するということですかね。

高瀬学校教育課長：

はい。

服部委員：

まづ 1.5 未満のもの、1.5 未満の人だけを審査する

高瀬学校教育課長：

審査の方は 1.5 以上の方ももちろん申請があれば審査はしますが、あくまでも準要保護の生徒で認定する場合は 1.5 未満までというところで。

服部委員：

そうすると、この第 4 条の前号以外の者で次のいずれかに該当する者が、1.5 以上であつたら対象にならない。

高瀬学校教育課長：

はい。

服部委員：

分かりました。

高瀬学校教育課長：

この改正した背景について少しお話をさせてもらった方が良くかと思いますが。これまでのところでも保護者からの申請があった場合については、1.5 未満の方については承認をさしてもらっておりましたが、この中でですね、前の現行のところの第 4 条の第 2 項の裏面になりますが、(4)児童扶養手当法の基づく児童扶養手当の支給対象者の方については、要保護の対象者ということになるんですが、これまでのところで 1.5 を超えた方がですね、超えた方でもこの児童扶養手当をもらっている該当者の方が実際おられました。うちの基準としては、あくまで 1.5 未満の方を対象に要保護の支給をさしてもらっておりましたので、そういったコトもありましたので、今回このように改正の方さしてもらったところでございます。

土居教育長：

よろしいでしょうか。それでは、議案第 30 号 邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正については、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして、議案第 31 号 史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会設置要綱の制定についてお願いします。

三上生涯学習課長：

議案第 31 号 史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会設置要綱の制定についてです。このことについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。1枚はぐっていただきまして設置要綱を載せております。設置としまして、邑南町に所在する久喜銀山遺跡の保存活用及び学術的調査について意見を聴取するため、史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会を設置すること、所掌事務としましては、久喜銀山遺跡の保存活用に必要な事項に関する事。久喜銀山遺跡の保存活用にに関する基本計画、基本設計、実施設計に関する事。久喜銀山遺跡の整備と利活用に関する事。久喜銀山遺跡調査の指導助言に関する事。その他、教育委員会が必要とする事項ということで載せております。そして組織としましては、委員を 10 名以内で組織をしまして、それとは別に委員会に若干名のオブザーバーを置くことが出来るということで、参考で上げさせていただきました。委員としては、学識経験者又は専門知識を有する者、関係地域の代表者、その他。教育委員会が必要と認める者という形で組織していきたいと思っております。委員会には、委員長、副委員長を選出していただいて、委員会を進めていきたいと思っております。事務局については、生涯学習課、文化財係に置くということで上げさせていただきます。この告示については、令和 4 年承認さ

れたところから施行していきたいと思っております。それから、久喜・大林銀山遺跡調査指導委員会設置要綱は、廃止をしていきたいと思っております。以上です。

土居教育長：

保存活用計画の委員の設置要綱でございます。これについて説明がありましたが、委員の皆さん方からご意見等がありましたらお願いいたします。

森岡委員：

今、教育長が保存活用計画と言われましたが、計画が入ってないですね。遺跡保存活用保存委員会の設置要綱ということで、これを初めて見るんですけど、私も保存計画を作っていくのに、いろいろ検討して委員会ができると思ったから、これを見るとそうじゃなげなんですよ。たとえば所掌事務、事項の中には計画は1つほどあって、基本計画、基本設計、実施設計に関することとあるんですけど、全体の活用計画というのがどこにも入ってないんだけど、これは基本的には保存活用計画を作っていくということではないんですか。というのは、これを見してもらおうとですね、第8条、任期は2年とする。ただし、再任を妨げないとなっているんで、要するに2年以降も3年4年5年分からんですけどあるという意図ですよ。計画、この委員会が無いんで。そうなってくると、たとえばどんなことを想定をされているかなと思ってこれを見ました。基本計画、基本設計、実施設計に関することということになってくると、我々素人が思うと何かを作る場合、やる場合の基本設計についての意見、で、実施設計、実際に発注しますよね、単価なんか無いんでしょけど、こんなもの作ってどうでしょうかとこのところまでここにお願いをするんか、ちょっと見てこれ分からなかったんで、本来活用とか保存の計画をちゃんとしたある意味アウトラインを作って検討してもらおうということで、これを見るとそれでもなげなし、2年以上もやるとなるとどういうことかなと、その辺の話しを聞きたいと。と言いますのは、作られるらしい話しをいろいろ、私も銀山の関係でちょっと仕事で入ってますんで、そういう中で人によたら今からやっていくのに、最初2年で聞いたんです噂とすれば、そんな計画なんで2年もかけるのという話しが結構多かったです。で、出来たら1年ぐらいで進められたら良いんじゃないですかねと思ったりしってたんですけど、という話しを聞いていましたし、これを見ると任期を2年とする、ただし、再任を妨げない。そうすると3年掛けて際限なくやるんだという感じがしましたんで、その辺の確認。

三上生涯学習課長：

保存活用委員会ということで設置をしておりますところ、今後まだ調査も含め全てのものが完了するまでのところを、この委員会がずっと続けて行くということでこういう名称となっております。また、保存活用計画自体はこの中で作成をしていくところでございます。2年を掛けてというところも、現在事務局内での保存活用計画の大まかな目次となるところは、一応計画案を作っています。その中で、県との協議の中では1年目に当たる部分としては、計画策定の目的とか史跡等の概要、史跡等の本質的価値を1年目に検

討していき、2年目に現状の課題、運営体制の整備、対抗基本方針、保存のところを2年目に検討していきながら、2年を掛けての作成という計画を県と協議しておるところでございます。

森岡委員：

計画は2年ということ。計画は入ってないけど2年ということ。

三上生涯学習課長：

はい。

森岡委員：

わかりました。ちょっと報告書も読ましてもらったんですけど、その中にも結構シビアな課題もあるということを書いてましたんで、その辺である意味、今までの報告する中で、こんな課題があるんだけどどうしなくちゃいけないみたいなことがまとめてあったと思うんですけど、それがあんなら、それを叩き台にして、皆さんにやるよりかは、今からの方が課題が探して行ってなんてやっていくと、本当2年でやっていくなんて。ま、せっかく報告書ができてみなさんと一緒に報告書を精査してその中から、あれ課題が結構載っていたんで、それやられていけばいいんじゃないかと思ったんで。いい計画が出来ればと。と言いますのは、話しを聞くとまづ何とかならんのかねとか、遺跡に行こうと思っても道が流れていたいよねみたいなことがあるじゃないですか。そういうのをなんとか直ぐにでも何とかならんのかね、いや計画が一応あるんでとなってくると、せっかくの遺跡が2年も3年も使えないですよ。その辺も含めて検討してもらえたらと思いましたんで、なるべく早めにお願いをしたいということで。

土居教育長；

ほかございませんでしょうか。それでは、これに基づいて、また委員が議案として上がってくることになります。

議案第31号史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会設置要綱の制定についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長；

議案第32号 指定学校変更について事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第32号 指定学校変更についてです。これにつきましては、地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。

個人情報により省略

土居教育長；

議案第32号 指定学校変更についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員；

了

日程第7 閉会宣言

以上で、第6回を終了します。 (～11:12)